

津山市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要(案)

| 下水道法施行令 | | | 条例への委任の方法・方針等 | |
|---------|----------------------|--|---------------|--|
| 条 | 内容 | 詳細 | 委任の方法 | 条例化の方針・考え方 |
| 第5条の8 | 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準 | 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第5条の10において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。 二 コンクリートその他の耐水性の材料で作成、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして定めることができる。 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。 五 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。 | 参酌すべき基準 | 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。 |
| 第5条の9 | 排水施設の構造の基準 | 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 一 排水管の内径及び排水管渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。 四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。 五 またはマンホールには、蓋(汚水を排除すべき蓋又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。 六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。 | 参酌すべき基準 | 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。 雨水流域下水道は、本市に存在しないこと及び今後においても必要がないことから条例化しないこととする。 |
| 第5条の10 | 処理施設の構造の基準 | 第5条の8に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。 | 参酌すべき基準 | 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。 |
| 第5条の11 | 適用除外 | 前2条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道 | 参酌すべき基準 | 現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。 |

津山市下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例の概要(案)

| 下水道法施行令 | | | 条例への委任の方法・方針等 | |
|---------|---------------|---|---------------|--|
| 条 | 内容 | 詳細 | 委任の方法 | 条例化の方針・考え方 |
| 第13条 | 終末処理場の維持管理 | <p>法第21条第2項(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところより行うものとする。</p> <p>一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</p> <p>二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</p> <p>六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。</p> | 参酌すべき基準 | <p>現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。</p> |
| 第17条の10 | 都市下水路の構造の基準 | <p>第5条の8、第5条の9(第6号に係る部分を除く。)及び第5条の11の規定は、政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。</p> | 参酌すべき基準 | <p>現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。</p> |
| 第18条 | 都市下水路の維持管理の基準 | <p>法第28条第2項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 しゅんせつは一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りではない。</p> <p>二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。</p> | 参酌すべき基準 | <p>現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、同内容の基準を条例において定めることとする。</p> <p>洗浄ゲート及び洗浄のための施設は、本市都市下水路に存在しないこと及び今後においても設置する必要がないことから条例化しないこととする。</p> |